

平成30年度の介護制度改正による施設の概要

施設種別	概要	設置根拠
特別養護老人ホーム	自宅での介護が困難な要介護者に身体介護、日常生活の世話等を提供する 生活施設	老人福祉法(老人福祉施設) ----- 介護保険法(介護老人福祉施設)
介護老人保健施設	要介護者にリハビリ等を提供し、 在宅復帰・在宅療養支援を目指す施設 ※介護療養病床からの転換した介護療養型老人保健施設がある。 ※平成30年度から在宅復帰率等に基づいて報酬算定されることとなった。	医療法(医療提供施設) ----- 介護保険法(介護老人保健施設)
介護医療院	要介護者の 長期療養・生活施設 ※医療的ケアの必要な要介護者の長期療養型生活施設としての位置づけ ※平成30年4月から創設	医療法(医療提供施設) ----- 介護保険法(介護医療院)
I型 (療養病床系)	II型 (転換老健系)	
介護療養病床 (平成35年度末まで)	病院・診療所の病床のうち、 長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等 を提供するもの	医療法(医療提供施設) ----- 介護保険法(介護療養病床)
医療療養病床	病院・診療所の病床のうち、 主として長期療養を必要とする患者を入院させるもの ※療養1・2は医療区分2・3の患者がそれぞれ8割・5割以上	医療法(医療提供施設) ----- 医療法(病院・診療所)
療養1・2 ホーム (20対1)	経過措置 (25対1)	

※国資料により作成

※療養病床は、病院又は診療所の病床のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるもの。

※医療保険の『医療療養病床(医療保険財源)』と、介護保険の『介護療養病床(介護保険財源)』がある。